

## マイミライ next (ネクスト) 会則

(名称)

第1条 この会は、マイミライ next と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、神奈川県藤沢市の代表居住地に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域に関わるすべての人に対して、世代間交流や仲間づくりの場を提供し、交流イベントなども通じて、誰もが楽しく住みやすいまちになるように推進を図り寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 世代間交流に関する事業
- (2) 仲間づくり等に資する交流イベント事業
- (3) その他、目的の達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、次の二種類とする。

- (1) 正会員：この会の目的に賛同し入会した者。
- (2) サポート会員：この事業を賛助するために入会する者。

(入会)

第6条 会員の入会については条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会費を添えて入会届を代表に提出するものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。

- |            |    |                     |                 |
|------------|----|---------------------|-----------------|
| (1) 正会員    | 個人 | 1 口 1,000 円 (1 口以上) | ただし高校生以下は無料とする。 |
|            | 団体 | 1 口 5,000 円 (1 口以上) |                 |
| (2) サポート会員 | 個人 | 1 口 1,000 円 (2 口以上) |                 |
|            | 団体 | 1 口 5,000 円 (2 口以上) |                 |

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が死亡したとき、会費を2年以上納入しないときは退会したものとみなす。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1 名
- (2) 副代表 1 名または 2 名
- (3) 会計 1 名
- (4) 監事 1 名

(選任)

第10条 役員は総会において、正会員の中から選任する。

2 監事は代表、副代表を兼ねることはできない。

(職務)

第11条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の経理を掌握し報告する。

4 監事は、会計を監査し報告する。

(解任)

第12条 役員が次のいずれかに該当するときは正会員の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行ができないとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第13条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年1回開催するものとする。ただし、必要があると代表が認めるときは臨時総会を開催することができる。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 年間事業計画及び予算の承認

(2) 年間事業報告及び決算並びに監査報告の認定

(3) 規約の制定及び改廃

(4) 役員を選出

(5) その他運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席をもって議決し、可否同数の場合は議長が決する。

(専決処分事項)

第14条 代表は、緊急及び軽易な事項について専決処分を行うことができる。ただし役員会及び次の総会において必ず報告をする。

(事業年度)

第15条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わりとする。

附則

この会則は、令和5年1月1日から施行する。